

旧免許状所持者における「現職の教員等」について

1, 校長（園長）、副校長（副園長）、教頭

2, 教員

※幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校で勤務する以下の職の者。

主幹教諭、指導教諭、教諭、講師、助教諭、

主幹養護教諭、養護教諭、養護助教諭、

主幹栄養教諭、栄養教諭、

主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭

3, 指導主事、社会教育主事、その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する指導等を行う者

4, 地方公共団体の職員又は国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人若しくは私立学校法第三条に規定する学校法人（いずれも幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を配置するものに限る。）の役員若しくは職員で、上記に掲げる者に準ずる者として免許管理者が定める者

5, 上記に掲げる者のほか、文部科学大臣が別に定める者

注意点

①「現職の教員等」には、更新期限日時点での休暇・休業・休職（産前・産後休暇、育児休業、病気休職）等であった場合も含みます。

②更新期限日時点で「定年退職」や「任期満了」となった者は「現職の教員等」に該当します。

③更新期限日時点で「自己都合退職」や「早期退職」となった者は「現職の教員等」には該当しません。